

文教委員会資料④

1 平成30年第3回定例会提出予定議案の説明

- (8) 議案第110号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第111号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議案第124号 平成30年度川崎市一般会計補正予算
- (11) 議案第127号 平成30年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
- (12) 議案第132号 平成29年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定について
- (13) 議案第136号 平成29年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- (14) 報告第18号 かわさき市民放送株式会社ほか21法人の経営状況について
 - ①一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会

資料1 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例 新旧対照表

資料2 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

こども未来局

(平成30年8月29日)

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市小児医療費助成条例 平成 7 年 6 月 29 日 条例第 24 号</p>	<p>○川崎市小児医療費助成条例 平成 7 年 6 月 29 日 条例第 24 号</p>
<p>(所得の制限)</p>	<p>(所得の制限)</p>
<p>第 4 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、<u>幼児及び児童の保護者の 9 月 1 日</u> <u>(以下「基準日」という。)</u>の属する年の前年の所得が、その保護者の所得 税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以 下「扶養親族等」という。)並びに保護者の扶養親族等でない満 18 歳に満 たない者で保護者が当該所得のあった年の 12 月 31 日において生計を維持し たものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、<u>当該幼</u> <u>児及び児童が基準日から翌年の 8 月 31 日までの間に受けた医療(入院に</u> <u>係るものを除く。)</u>に係る医療費については、対象者とし<u>ない</u>。</p>	<p>第 4 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、<u>次の各号のいずれかに規定する者</u> <u>の保護者の当該各号に規定する所得が</u>、その保護者の所得税法(昭和 40 年 法律第 33 号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」 という。)並びに保護者の扶養親族等でない満 18 歳に満たない者で保護者 が当該各号に規定する所得のあった年の 12 月 31 日において生計を維持した ものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、対象者と しない。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>(1) <u>幼児及び児童については、9 月 1 日(以下「基準日」という。)</u>か <u>ら翌年の 8 月 31 日までの間に受けた医療に係る医療費について、基準日</u> <u>の属する年の前年の所得とする。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>(2) <u>小児(乳幼児等を除く。)</u>については、<u>医療(入院に係るものに限</u> <u>る。)</u>を受けた日が、その年の 1 月 1 日から 6 月 30 日までの間にある場 合はその前々年の所得とし、その年の 7 月 1 日から 12 月 31 日までの間に ある場合はその前年の所得とする。</p>
<p>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。 (医療証の交付申請)</p>	<p>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。 (医療証の交付申請)</p>
<p>第 5 条 乳幼児等に係る医療費の助成を受けようとする保護者は、規則の定 めるところにより、市長に申請し、この条例による助成を受ける資格を証 する医療証の交付を受けなければならない。<u>ただし、前条第 1 項の規定に</u> <u>該当する場合には、医療証の交付については、この限りでない。</u></p>	<p>第 5 条 乳幼児等に係る医療費の助成を受けようとする保護者は、規則の定 めるところにより、市長に申請し、この条例による助成を受ける資格を証 する医療証の交付を受けなければならない。</p>
<p>(助成の方法等)</p>	<p>(助成の方法等)</p>
<p>第 7 条 乳幼児等(その保護者が第 4 条第 1 項の規定に該当する場合を除く。)</p>	<p>第 7 条 乳幼児等に係る医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はそ</p>

改正後	改正前
<p><u>以下この条及び第9条において同じ。）に係る医療費の助成は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合において、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。</u></p> <p>2 前項の規定による医療費の助成が受けられない場合で、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p> <p>3 小児（乳幼児等を除く。）に係る医療費の助成は、助成する額を対象者に支払うことにより行う。</p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。</p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</u></p>	<p>の他の者（以下「病院等」という。）に医療証を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合において、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。</p> <p>2 前項の規定による医療費の助成が受けられない場合で、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p> <p>3 小児（乳幼児等を除く。）に係る医療費の助成は、助成する額を対象者に支払うことにより行う。</p>

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例 平成26年9月5日条例第35号 (保育所等との連携)</p> <p>第8条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第4項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに第23条第1項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）を提供すること。</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第46条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確</p>	<p>○川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例 平成26年9月5日条例第35号 (保育所等との連携)</p> <p>第8条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第4項、第17条、第18条第1項から第3項まで並びに第23条第1項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第46条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</p> <p>(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</p> <p>（食事の提供の特例）</p>	<p>(新設)</p> <p>（食事の提供の特例）</p>
<p>第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果</p>	<p>第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果</p>

改正後	改正前
<p>たし得る体制にあること及び調理業務に係る受託者との契約が、当該注意を果たし得る内容となっていること。</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) 調理業務の受託者が、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。</p> <p>(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 搬入施設は、次の各号のいずれかの施設とする。</p> <p>(1) 連携施設</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>(3) <u>保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（第27条に規定する家庭的保育事業者が第25条に規定する家庭的保育事業を行う場所（家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</u></p>	<p>たし得る体制にあること及び調理業務に係る受託者との契約が、当該注意を果たし得る内容となっていること。</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3) 調理業務の受託者が、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。</p> <p>(4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>(5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 搬入施設は、次の各号のいずれかの施設とする。</p> <p>(1) 連携施設</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p>附 則 (食事の提供の経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者(次項において「施設等」という。)が、施行日以後に家庭的保育事業等の許可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第25条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第26条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1号(調理設備に係る部分に限る。第36条及び第52条において準用する場合を含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。第36条及び第52条において準用する場合を含む。)、第32条第1項本文(調理設備に係る部分に限る。)、第35条第1項本文(調理設備に係る部分に限る。)、第37条第1項(調理設備に係る部分に限る。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第38条第1項本文(調理設備に係る部分に限る。)、第47条第1号(調理設備に係る部分に限る。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第48条第1項本文(調理設備に係る部分に限る。)並びに第51条第1項本文(調理設備に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業(第25条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の許可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条、第25条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第26条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所内で調理する方法(第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p>	<p>附 則 (食事の提供の経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第17条、第25条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第26条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1号(調理設備に係る部分に限る。第36条及び第52条において準用する場合を含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。第36条及び第52条において準用する場合を含む。)、第32条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第35条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第37条第1号(調理設備に係る部分に限る。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第38条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第47条第1号(調理室に係る部分に限る。)及び第4号(調理室に係る部分に限る。)、第48条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)並びに第51条第1項本文(調理員に係る業務に限る。)の規定は、適用しないことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p>

改正後	改正前
<p>4 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第8条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>(小規模保育事業B型等に関する経過措置)</p>	<p>3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第8条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>(小規模保育事業B型等に関する経過措置)</p>
<p>5 第35条及び第51条の規定の適用については、家庭的保育者又は第26条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第35条第1項及び第51条第1項に規定する保育従事者とみなす。</p> <p>(利用定員に関する経過措置)</p>	<p>4 第35条及び第51条の規定の適用については、家庭的保育者又は第26条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第35条第1項及び第51条第1項に規定する保育従事者とみなす。</p> <p>(利用定員に関する経過措置)</p>
<p>6 小規模保育事業C型にあつては、第39条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とする。</p> <p>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p>	<p>5 小規模保育事業C型にあつては、第39条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とする。</p> <p>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p>
<p>7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第32条第2項各号又は第48条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第32条第2項又は第48条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</p>	<p>6 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第32条第2項各号又は第48条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第32条第2項又は第48条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。</p>
<p>8 前項に規定する事情に鑑み、当分の間、第32条第2項又は第48条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。</p>	<p>7 前項に規定する事情に鑑み、当分の間、第32条第2項又は第48条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。</p>

改正後	改正前
<p>9 附則第7項に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第32条第2項又は第48条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p>10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第32条第3項若しくは第48条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第32条第2項又は第48条第2項の規定により算定した数をいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</p> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>8 附則第6項に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第32条第2項又は第48条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p> <p>9 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第32条第3項若しくは第48条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第32条第2項又は第48条第2項の規定により算定した数をいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</p>